

入札参加者心得

入札（見積）にあたっては、下記事項に十分留意してください。

1. 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知したうえで入札すること。
2. 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
3. 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札前までに係員に対し問い合わせること。
4. 開札中は問い合わせ以外の一切の発言を認めないので、静粛に入札を行うこと。
5. 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
6. 県に提出した入札書は、書換え又は撤回することはできないので、誤算や違算又は見込み違い等のないように十分注意をすること。
7. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 分の 1 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する額を加算した額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
8. 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、別紙様式の委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
また、入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑を押印すること。
9. 入札は、第一回で落札者が決定しない場合で、県において必要があると認めたときは、直ちに再度の入札を行うことがあること。
このとき、次回の入札に参加する意思のないときは、入札書に辞退の旨を記入し、係員に届け出ること。
10. 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退

場を命ずること、又は中止することもあること。

11. 入札は、最高の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したことであること。
12. 落札者は、直ちに県の指示に従い、契約確定のための事務手続きに協力すること。
13. 落札者が契約を締結しないときは、次の最高価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徵し、契約の相手方を決定することがある。
14. 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。